

器具・容器包装の製造事業者について

食品衛生法：器具・容器包装とは

第4条〔定義〕

- ④ 器具とは、飲食器、割ぼう具その他食品又は添加物の採取、製造、加工、調理、貯蔵、運搬、陳列、授受又は摂取の用に供され、かつ、食品又は添加物に直接接触する機械、器具その他の物をいう。



- ⑤ 容器包装とは、食品又は添加物を入れ、又は包んでいる物で、食品又は添加物を授受する場合そのまま引き渡すものをいう。



国際統合的な食品用器具・容器包装の衛生規制の整備

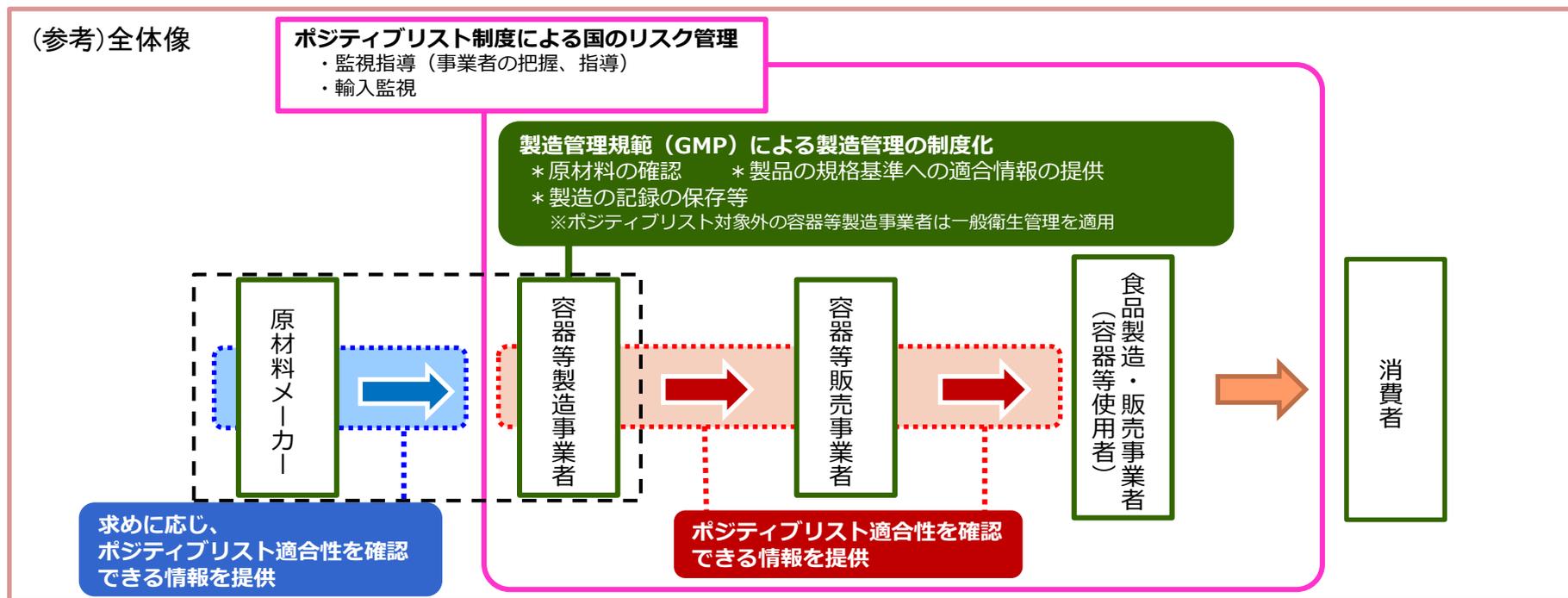
- 食品用器具・容器包装の安全性や規制の国際統合性の確保のため、規格が定まっていない原材料を使用した器具・容器包装の販売等の禁止等を行い、安全が担保されたもののみ使用できることとする。

現行

- 原則使用を認めた上で、使用を制限する物質を定める。海外で使用が禁止されている物質であっても、規格基準を定めない限り、直ちに規制はできない。

改正後(ポジティブリスト制度)

- 原則使用を禁止した上で、使用を認める物質を定め、安全が担保されたもののみ使用できる。
* 合成樹脂を対象。



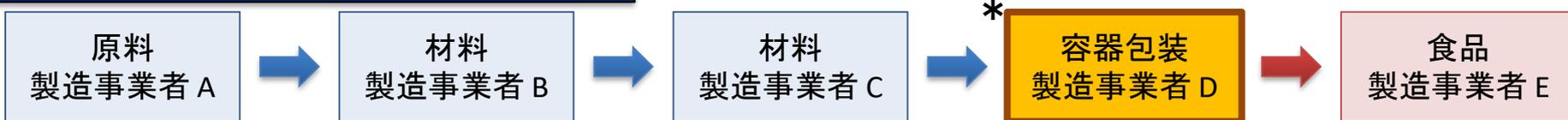
容器包装の製造事業者の考え方(案)

概要

- 「容器包装」は、食品製造事業者(及び容器包装販売事業者)に納入される直前のものをいう(ただし、食品製造事業者が原材料を購入して自身で容器包装を製造する場合は除く)。
- 容器包装の製造が他の事業者委託される場合、委託元及び委託先ともに「容器包装製造事業者」とする。ただし、委託元の事業者が製品の企画・設計のみを行う場合は、その直前の事業者を「容器包装製造事業者」とする。
- ポジティブリスト制度の対象となる材質(合成樹脂)が使用された容器包装を製造する者を、製造管理及び届出の対象とする。

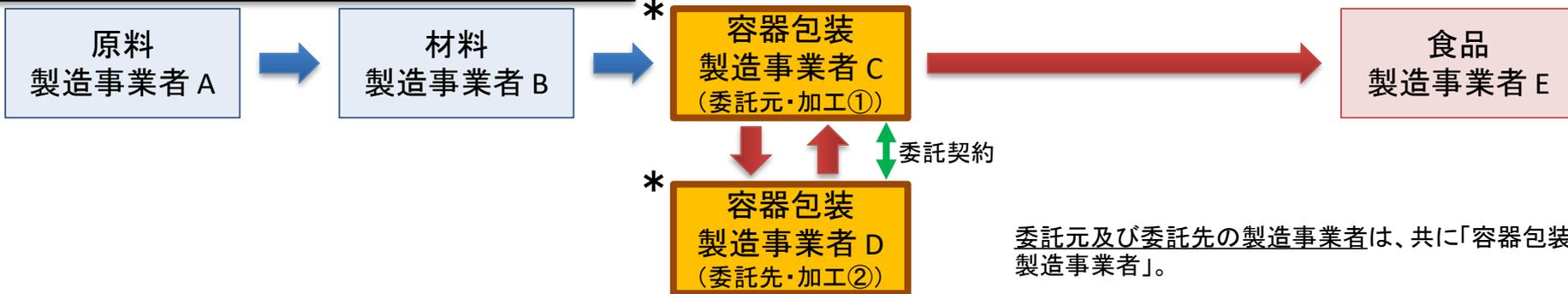
他の事業者が製造した材料を購入して加工する場合

* : 製造管理及び届出対象事業者(合成樹脂を使用する場合に限る)



製造工程の一部を他の事業者委託する場合

⇒「容器包装製造事業者」は委託元・委託先

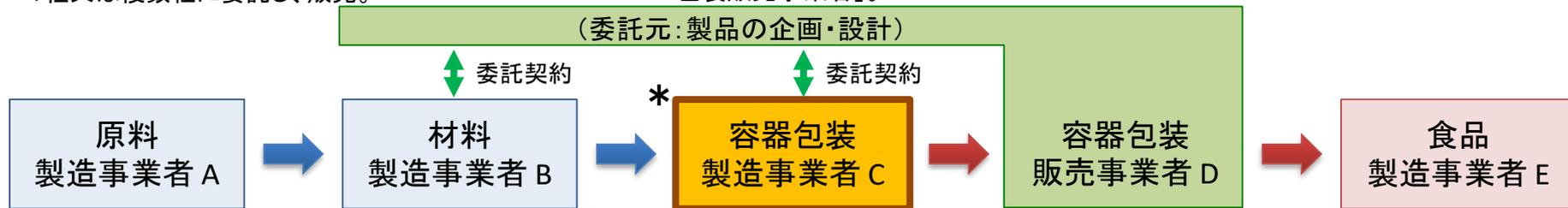


製造工程のすべてを他の事業者委託する場合

⇒「容器包装製造事業者」は委託先

例) 製品の企画・設計のみ行う事業者が、製造を1社又は複数社に委託し、販売。

製品を企画・設計のみを行う事業者は、「容器包装製造事業者」ではなく、「容器包装販売事業者」。



容器包装の製造事業者の考え方(案)

工程		原料・材料 製造	フィルム 製造	印刷加工	ラミネート 加工	スリット 加工	製袋加工	食品充填
1	レトルトパウチ	原料・材料 製造事業者	材料 製造事業者	* 容器包装 製造事業者				食品製造事業者
	各種形態の袋を作成後、 食品を充填しながら包装			(委託先) * 容器包装 製造事業者	(委託先) * 容器包装 製造事業者	(委託先) * 容器包装 製造事業者		
2	スナック、小袋スープ	原料・材料 製造事業者	材料 製造事業者	* 容器包装 製造事業者				食品製造事業者
	ロール状の印刷された多 層フィルムを用いて、食 品を充填しながら包装			(委託先) * 容器包装 製造事業者	(委託先) * 容器包装 製造事業者			
3	食パン、もやしの包装	原料・材料 製造事業者	材料 製造事業者	* 容器包装 製造事業者 (スリット加工も行われる)				食品製造事業者
	ロール状の印刷された単 層フィルムを用いて食品 を充填しながら包装							
4	米菓の個包装	原料・材料 製造事業者	* 容器包装 製造事業者 (スリット加工も行われる)					食品製造事業者
	ロール状の印刷されてい ない単層フィルムを用い て、食品を充填ながら 包装							
5	飲料容器	原料・材料 製造事業者						食品製造事業者 かつ * 容器包装 製造事業者
	ペレットやプリフォームを 用いて、容器を成形しな がら食品を充填、包装							

※ 上記のケースは例示であり、原則的な考え方を示したもの。

※ 上記工程に加え、スリット加工も行われる。また、各工程を複数の事業者で分業する場合がある。

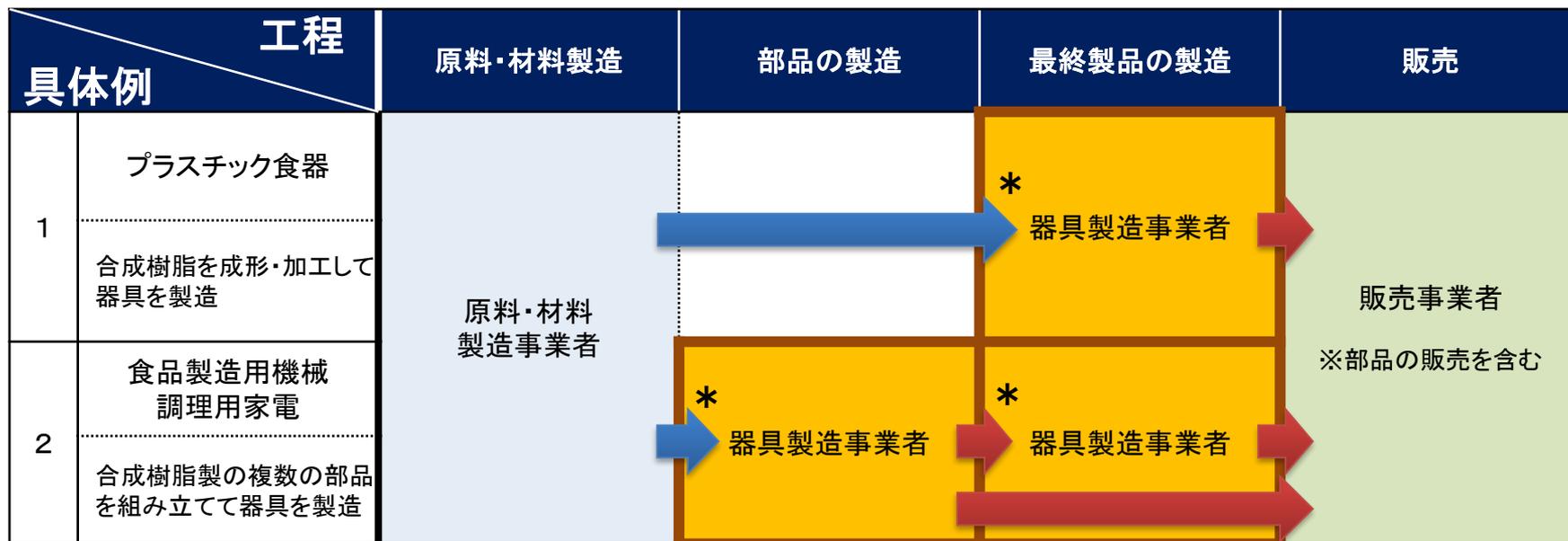
* : 製造管理及び届出対象事業者(合成樹脂を使用する場合に限る)

器具の製造事業者の考え方(案)

概要

- 食品製造用機械や調理用家電等の器具は、部品及び最終製品の両方を「器具」として整理する。
- 最終製品を製造する者だけでなく、部品を製造する者も、「器具製造事業者」とする。
- ポジティブリスト制度の対象となる材質(合成樹脂)が使用された器具を製造する者を、製造管理及び届出の対象とする。

* : 製造管理及び届出対象事業者(合成樹脂を使用する場合に限る)



※ 上記のケースは例示であり、原則的な考え方を示したもの

※ 委託製造が行われる際の考え方は、容器包装の場合と同様

器具・容器包装製造事業者の具体的な届出事項案

「食品の営業規制に関する検討会とりまとめ案(政省令関係事項)」より抜粋

	項目
1	申請日
2	申請者（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）（氏名（ふりがな）、住所、生年月日、電話番号、FAX番号、電子メールアドレス）
3	営業所（名称、屋号又は商号、車両番号（移動営業の場合）、住所、電話番号、FAX 番号、電子メールアドレス）
4	主として取り扱う器具・容器包装（器具／容器包装及びポジティブリスト対象材質の別）

※ 器具・容器包装の販売業については届出不要。